〈保有資産額別〉相続税対策はこのようにアドバイスしよう

相続や相続税の対策についてどんなアドバイスができるか、お客様の保有資産額別に解説します。

池田 智子　1級FP技能士 資産アドバイザー

ケース1 資産5000万円以下

▼基礎控除額を超えるか否かまず確認して超えるなら生前贈与等をアドバイス

相続対策は、お客様のニーズや相続人の状況、保有資産の内容によって異なります。

相続税の節税対策への関心は高まっていますが、それだけでなく、相続が発生したときにスムーズに遺産分割を行うための承継対策や、納税資金対策についても説明し、相続に対する不安を取り除いてあげることが重要です。

❄相続税が発生しなくても遺産分割対策を検討

保有資産額が5000万円以下のお客様には、まず、家族構成や親族関係をヒアリングして「法定相続人の数」を確認します。

相続税がかかるか否かの判断の第一歩は、法定相続人が何人いるかを正確に把握することです。確認ができたら基礎控除額を算定し、「基礎控除額を超えれば相続税がかかる」ことと、相続税の計算の仕組みについて説明します。

法定相続人の数が少なければ基礎控除額も少なくなります。もっとも現時点で課税価格の合計額が基礎控除額を超えていたとしても、資産が5000万円以下なら将来、相続発生時まで生活資金等に使われ減るうえ、子供・孫への援助等に充当すれば基礎控除額内に収まるといえます。

そのため基本的には、相続税対策よりも円満な遺産分割対策を主眼とするとよいでしょう。

〈現金等が資産の大半を占めるケース〉

現金や預貯金等の金融資産は基本的に承継しやすいため、円満に遺産分割を行えるような対策をアドバイスすることが大切です。

相続が発生すると、遺言がない場合、相続人間で遺産分割協議が行われ、法定相続分を基準として遺産分割されるのが一般的です。

法定相続分について説明したうえで、特定の相続人へ、より財産を渡したいといった希望があるかどうかを確認しましょう。

保有資産額が5000万円以下の場合、老後生活資金のため、配偶者に総額を相続させたいというニーズも多いでしょう。将来が心配な子供がいるなど、ほかの相続人よりも優先して相続させたいと希望するケースもあります。

こうした希望の実現には遺言の活用が有効となります。遺言書の形式は公正証書遺言が望ましいですが、「公証人役場で遺言書を作成するほど財産はない」「生前に子供たちに話しておけば納得するだろう」というように、まだ遺言書の作成に抵抗感のあるお客様も多くいます。

遺言の効力は、自筆証書遺言・秘密証書遺言・公正証書遺言で変わりませんが、「民法で定められた一定の作成方法でなければ無効とされる」点を説明し、「手数料がかかっても、公証人が作成する公正証書遺言は一番安心な方法」であることを説明しましょう。

遺言と合わせて、生命保険を活用する方法もあります。被相続人となるお客様を契約者かつ被保険者、特定の相続人を死亡保険金受取人として契約します。保険金を受け取る際にも、指定された相続人が単独で手続きでき、保険金は遺産分割協議の対象とはなりません。

〈土地・家屋が資産の大半を占めるケース〉

生活の基盤となっている自宅が保有財産の大部分を占め、預貯金等がわずかであるという場合、複数の相続人がいると、共同相続人間で利害の対立が生じ、遺産分割を困難にする事態が発生する可能性があります。

生活の基盤となっている土地や家屋は、原則として、居住・使用している相続人が継続して居住・使用し続けることを要件として、「小規模宅地等の特例」が適用され評価を減額できます。

この場合でも、同居している配偶者や相続人がその住居に安心して住み続けることができるよう、不動産を承継させる遺言書を作成しておくとよいでしょう。その際には、他の相続人には、遺留分相当額の別の財産を準備しておくことが望ましいでしょう。

❄遺言書のメリットと合わせ生前贈与等について説明

〈子供がいないケース〉

お客様夫婦に子供がおらず、お客様の父母等、直系尊属もすでに死亡しているといった場合は、相続人は配偶者とお客様の兄弟姉妹となります。法定相続分は配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1です。

また、相続発生前に兄弟姉妹が死亡していると、兄弟姉妹の代襲相続人として甥や姪が相続人となります。兄弟姉妹や甥・姪が相続人で利害関係人が多く、普段あまり付き合いがないという場合、遺産分割協議が進まない可能性が高まります。

したがって、配偶者に多くの財産を残してあげたいという場合、やはり遺言を残しておくべきでしょう。遺言があれば遺産分割協議は原則不要のため、配偶者が単独で相続手続きを行うことができます。

また、財産を配偶者に生前贈与しておく方法もあります。暦年課税で毎年110万円までなら贈与税はかかりません。

さらに、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2000万円までの配偶者控除があります。合わせて2110万円までの非課税枠が利用できます。

遺言書と生前贈与を上手に活用することで円満な遺産分割が可能となり、トラブルを未然に防止することができます。

●お客様が知っておくべき点

〈相続税対策〉
- 資産5000万円以下なら基礎控除額内に収まる可能性が高い
- 基礎控除額を超えていても生活費や贈与の利用で枠内に収まる可能性がある

〈相続対策〉
- 特定の相続人に多く相続させたい場合や不動産が資産の大半を占めるなら「遺言」の活用が有効

アドバイスのポイント

❄法定相続人の数を確認し、相続税の有無を確認。円満な遺産分割の重要性を説明し、特定の相続人にどう財産を渡したいか希望を聞く

❄お客様の希望どおりの相続を実現させるため、遺言書や保険の活用を伝える。生前贈与についても説明する